

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所・避難場所運営方針

令和2年5月26日総務部長決裁

令和2年8月4日改定

1 目的

標記感染症が流行している状況で、感染予防や感染拡大防止を図りながら避難所・避難場所を運営することを目的に基本方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 避難者の過密状態の防止
- (2) 衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- (3) 避難者自身による感染予防・感染拡大防止への理解と協力
- (4) 感染が疑われる避難者への適切な対応

3 具体的対策

(1) 避難者の過密状態の防止

ア 水害が差し迫る状況において、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に含まれない親戚・知人宅への避難を検討しておくよう、事前周知する。

イ 地震及び水害発生後について、継続して居住可能な親戚・知人宅への避難を検討するよう、事前周知する。

ウ 可能な限り多くの避難所・避難場所を開設する。

エ 避難所・避難場所において、可能な限り多くの個室を確保する。

(2) 衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

ア 避難前の健康確認及びマスク、消毒液、体温計及びタオル等の持参に関する事前周知を行う。

イ 手洗い及び咳エチケットを徹底するため、避難所・避難場所内に厚生労働省作成の感染症対策チラシを掲示する。

ウ 十分な換気を実施する。

エ 社会的距離を確保する。

原則、避難者一人当たりの面積を4㎡とし、避難者同士の間隔を2メートル確保するよう努める。

オ 共用部分の消毒

避難スペースやトイレの出入口のドアノブ、電気スイッチ、蛇口等について、定期的に消毒を実施する。清掃や消毒を実施する運営スタッフは、マスク、フェイスシールド、手袋を着用する。

カ 定期的な健康確認

入所受付時には避難者名簿への記入を促すほか、一人ずつ検温を行うとともに、健康管理チェックリスト（入所時）の記入を依頼する。入所受付を実施する運営スタッフは、マスク、フェイスシールドを着用する。

健康管理チェックリスト（入所時）	
項目 1～4 にチェックがある。	保健所へ確認
項目 2～10 に一つでもチェックがある。	個室
一つも該当しない。	一般避難スペース

翌日以降については、毎朝、検温するとともに、避難者自身による健康状態の確認（強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、咳や痰、のどの痛み、においや味を感じにくいかなど等の異常がないか）を行う。

キ 衛生資機材の配備

マスク、非接触式温度計及び消毒液等について、備蓄物資から避難所・避難場所用を確保するとともに、不足する場合は購入する。

	配備基準
マスク	1日当たり1人1枚
非接触式温度計	避難所・避難場所に3個ずつ
手指消毒液	避難所・避難場所に5個ずつ ※ 一般避難スペース2個、トイレ前1個 ×2か所、個室がある建物出入口1個
感染症対策用 パーティション	避難スペースで確実に4㎡を確保するとともに、飛沫感染を防止するもの。単身世帯は1区画を、複数世帯は世帯数の2分の1以上の区画数を使用する。
飛沫遮断用カバー 付段ボールベッド	各避難所・避難場所に1個ずつ 体調不良の避難者用個室に配備する。

空気清浄機	
フェイスシールド	運営スタッフ用
防護着	運営スタッフ用
使い捨て手袋	体調不良の避難者用個室対応時等に着用する。
消毒液	共用部分消毒用
ペーパータオル	

※ 配備基準にかかわらず、学校等と連携し、更なる充実に努める。

(3) 避難者自身による感染予防・感染拡大防止への理解と協力

ア 避難の際には、食料、飲料水のほか、マスク、消毒液、体温計、タオル等を可能な限り持参する。

イ こまめに手洗いをする。

ウ 原則、マスクを着用する。

エ 可能な限り避難者同士で向かい合わないように座る。

オ 発熱の症状がある、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、咳や痰、のどの痛み、においや味を感じにくい等々の異常がある場合、速やかに運営スタッフに申し出る。

(4) 感染が疑われる避難者への適切な対応

ア 対応が決定するまでの間、避難所・避難場所敷地内の個室へ隔離する。個室を対応する運営スタッフは、マスク、フェイスシールド、手袋、防護着を着用する。

やむを得ず、体調不良の避難者が同室する場合、パーテーションを使用して社会的距離を保つとともに、こまめな換気を徹底する。

イ 一般の避難者用とは別のトイレを確保することを原則とする。

ウ 市対策本部へ連絡する。

市対策本部は、保健所等へ連絡し、対応を協議する。

	連絡先	電話番号
平日 昼間	市対策本部	048-477-2502
	朝霞保健所	048-461-0468
	県危機管理課	048-830-8131
	県災害対策課	048-830-8181
夜間	市対策本部	048-477-2502
	朝霞保健所	048-461-0468

	県民サポートセンター	0 5 7 0 - 7 8 3 - 7 7 0
	県災害対策課	0 4 8 - 8 3 0 - 8 1 8 1

※ 昼間とは午前8時30分から午後5時15分まで

※ 感染が疑われる場合、救急要請前に保健所等へ相談する。

エ 感染が確認されたものの軽症であり、自宅療養を行っている者が避難する場合、原則、県が確保する宿泊施設での対応となる。自宅療養者や濃厚接触者の避難を把握した場合、速やかに市対策本部から保健所等へ連絡し、対応を協議する。

4 その他

(1) ペットの同行避難

ア ペットにおいても、水害が差し迫っている状況において、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に含まれない親戚・知人宅への避難を検討しておくよう、事前周知する。

イ 実際に同行避難する者がいる場合、避難所・避難場所の施設管理者と協議し、可能な限り雨風がしのげる場所を確保する。

(2) 駐車スペースの確保

ア 徒歩での避難を原則とし、徒歩による避難が困難な場合のみ、例外的に車両による避難が可能であることを事前周知する。

イ 感染を心配する避難者が車中泊を希望する場合に備え、各避難所・避難場所における駐車可能台数を事前に把握する。

(3) 避難場所対応職員の配置

開設時、避難所・避難場所ごとに5人以上の配置に努める。